

報告 第 1 4 号
令和 7 年 1 月 23 日

代理行為の承認について

付議事件に関する意見聴取について、教育長に対する事務委任規則（昭和 31 年教委規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により次のとおり代理したので、同条第 2 項の規定により報告し承認を求める。

府中町教育委員会教育長

（別紙）

府教委総発第3201号
令和7年12月3日

府中町長 寺尾 光司 様
(総務課行政係)

府中町教育委員会

付議事件に関する意見聴取について（回答）

令和7年第5回府中町議会定例会に提出することについては、同意します。

付議事件

- 1) 第53号議案（令和7年度府中町一般会計補正予算（第5号））
- 2) 第60号議案（府中町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について）
- 3) 第61号議案（府中町職員の給与に関する条例及び府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について）
- 4) 第67号議案（府中町放課後児童クラブ条例の制定について）

府総発第1957号
令和7年12月3日

府中町教育委員会

府中町長 寺尾 光司
(総務課行政係)

付議事件に関する意見聴取について（協議）

令和7年第5回府中町議会定例会に提出することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

付議事件

- 1) 第53号議案（令和7年度府中町一般会計補正予算（第5号））
- 2) 第60号議案（府中町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について）
- 3) 第61号議案（府中町職員の給与に関する条例及び府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について）
- 4) 第67号議案（府中町放課後児童クラブ条例の制定について）

第 5 3 号 議 案
令和 7 年 1 2 月 1 2 日 提出

令和 7 年度府中町一般会計補正予算（第 5 号）

令和 7 年度府中町の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 218, 151 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 23, 690, 989 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

府 中 町 長 寺 尾 光 司

第 1 表
1 歳 入

歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位 : 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
18 繰 入 金		831, 853	217, 951	1, 049, 804
	1 基金繰入金	791, 982	217, 951	1, 009, 933
20 諸 収 入		456, 385	200	456, 585
	5 雜 入	416, 574	200	416, 774
歳 入	合 計	23, 472, 838	218, 151	23, 690, 989

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		156,259	5,073	161,332
	1 議会費	156,259	5,073	161,332
2 総務費		2,987,644	127,741	3,115,385
	1 総務管理費	2,493,532	138,692	2,632,224
	2 徴税費	225,441	△934	224,507
	3 戸籍住民基本台帳費	166,741	△11,609	155,132
	4 選挙費	48,156	892	49,048
	6 監査委員費	18,107	700	18,807
3 民生費		9,743,841	38,203	9,782,044
	1 社会福祉費	5,304,628	33,638	5,338,266
	2 児童福祉費	4,439,113	4,565	4,443,678
4 衛生費		1,826,104	893	1,826,997
	1 保健衛生費	769,206	△526	768,680
	2 清掃費	1,056,898	1,419	1,058,317
6 農林業費		128,876	△3,611	125,265
	1 農業費	65,119	△3,516	61,603
	2 林業費	63,757	△95	63,662
7 商工費		61,305	3,139	64,444
	1 商工費	61,305	3,139	64,444
8 土木費		1,837,008	5,437	1,842,445
	1 土木管理費	181,205	△698	180,507
	3 都市計画費	1,389,079	△2,972	1,386,107
	4 住宅費	43,389	4,107	47,496
	5 排水路費	14,011	5,000	19,011
9 消防費		910,079	8,229	918,308

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 消防費	910,079	8,229	918,308
10 教育費		2,562,574	33,047	2,595,621
	1 教育総務費	388,918	18,374	407,292
	2 小学校費	1,028,618	9,709	1,038,327
	3 中学校費	395,104	4,813	399,917
	5 社会教育費	567,625	151	567,776
歳出	合計	23,472,838	218,151	23,690,989

第 2 表

債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
ふちゅう町議会だより印刷製本費	令和7年度 令和8年度	千円 1,997
広報ふちゅう印刷製本費	令和7年度 令和8年度	10,329
各種納入通知書等作成業務委託料	令和7年度 令和8年度	16,544
町県民税賦課システム改修委託料	令和7年度 令和8年度	13,426
戸籍システム標準化支援業務委託料	令和7年度 令和8年度	7,084
生活困窮者自立相談支援事業委託料	令和7年度 令和10年度	37,185
家計改善支援事業委託料	令和7年度 令和10年度	6,141

事 項	期 間	限 度 額
生活困窮者就労準備支援事業委託料	令和7年度 令和10年度	千円 20,211
環境センター持込ごみ対応等業務委託料	令和7年度 令和8年度	41,094
普通ごみ収集委託料	令和7年度 令和10年度	254,367
家電4品目収集運搬業務委託料	令和7年度 令和8年度	439
道路維持管理業務委託料	令和7年度 令和8年度	31,000
WEBハザードマップ更新委託料	令和7年度 令和8年度	1,514

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括

(歳 入)

(単位 : 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
18 繰 入 金	831, 853	217, 951	1, 049, 804
20 諸 収 入	456, 385	200	456, 585
歳 入 合 計	23, 472, 838	218, 151	23, 690, 989

(歳 出)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国県支出金	地方債	その他		
1 議会費	156,259	5,073	161,332				5,073	
2 総務費	2,987,644	127,741	3,115,385				127,741	
3 民生費	9,743,841	38,203	9,782,044				38,203	
4 衛生費	1,826,104	893	1,826,997				893	
6 農林業費	128,876	△3,611	125,265				△3,611	
7 商工費	61,305	3,139	64,444				3,139	
8 土木費	1,837,008	5,437	1,842,445				5,437	
9 消防費	910,079	8,229	918,308			200	8,029	
10 教育費	2,562,574	33,047	2,595,621				33,047	
歳出合計	23,472,838	218,151	23,690,989			200	217,951	

2 歳 入

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
18		繰 入 金	831,853	217,951	1,049,804			
	1	基金繰入金	791,982	217,951	1,009,933			
	2	財政調整積立基金繰入金	682,457	217,951	900,408	1 財政調整積立基金繰入金	217,951	1 財政調整積立基金からの繰入金
20		諸 収 入	456,385	200	456,585			
	5	雑 入	416,574	200	416,774			
	2	雑 入	416,573	200	416,773	2 雜 入	200	1 消防団員退職報償金

3 歳 出

(1款) 議會費
(1項) 議會

(単位：千円)

(2款) 總務費

(1項) 総務管理費

(単位：千円)

(2款) 総務費

(1項) 総務管理費

(単位:千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
										職員共済組合負担金 (11) 社会保険料 (21) ○職員給与費事業(一般管理費) 46,275 給料 (20,526) (66人) 職員手当等 (19,704) 職員共済組合負担金 (6,014) 職員共済互助会負担金 (31)
2	人事管理費	229,585	501	230,086			501			
										○会計年度任用職員報酬等事業(福利厚生事業) 501 会計年度任用職員(月額・保健師) (347) (1人) 期末・勤勉手当 (131) 職員共済組合負担金 (8) 社会保険料 (15)
4	財政管理費	718,479	202	718,681			202			
										○会計年度任用職員報酬等事業(財政管理事業) 202 会計年度任用職員(月額・事務員) (58) (1人)

(2款) 総務費

(1項) 総務管理費

(単位:千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
5 会計管理費	26,167	596	26,763				596			期末・勤勉手当 (110) 職員共済組合負担金 (12) 社会保険料 (22)
								1 報 酬	168	○会計年度任用職員報酬等事業 (会計 管理事業) 596
								3 職員手当等	328	会計年度任用職員 (月額・事務員) (168)
								4 共 濟 費	100	(3人) 期末・勤勉手当 (328) 職員共済組合負担金 (36) 社会保険料 (64)
8 生活安全対 策費	128,909	319	129,228				319			○会計年度任用職員報酬等事業 (生活 安全推進事業) 319
								1 報 酉	191	会計年度任用職員 (月額・生活安 全指導員) (191)
								3 職員手当等	109	(1人) 期末・勤勉手当 (109) 職員共済組合負担金 (6) 社会保険料 (13)
								4 共 濟 費	19	
10 諸 費	61,475	94,460	155,935				94,460			○過誤納還付金事業 (福祉課) 32,843
								22 償還金利子 及び割引料	94,460	過誤納還付金 (32,843)

(2款) 総務費

(1項) 総務管理費

(単位:千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
										○過誤納還付金事業（子育て支援課） 59,500 過誤納還付金 (59,500) ○過誤納還付金事業（高齢介護課） 22 過誤納還付金 (22) ○過誤納還付金事業（保険年金課） 1,702 過誤納還付金 (1,702) ○過誤納還付金事業（健康推進課） 393 過誤納還付金 (393)
11	情報システム管理費	433,815	297	434,112			297			
							1 報酬	135	○会計年度任用職員報酬等事業（情報管理事業） 297 会計年度任用職員（月額・事務員） (135) (1人) 期末・勤勉手当 (123) 職員共済組合負担金 (24) 社会保険料 (39) 費用弁償 (△24)	
13	南交流センター費	73,709	△4,630	69,079			△4,630			
							1 報酬	360	○会計年度任用職員報酬等事業（南交流センター管理運営事業） 642	

(2款) 総務費

(1項) 総務管理費

(単位:千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				

(2款) 総務費
(2項) 徴税費

(単位:千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
					特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
					国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2	2	徵 税 費	225,441	△934	224,507			△934			
	1	税務総務費	120,637	△2,192	118,445			△2,192			○職員給与費事業(税務総務費) △2,192
								2 納 税	△4,833	給料 (15人)	△4,833
								3 職員手当等	4,107	職員手当等 (4,107)	
								4 共 濟 費	△1,466	職員共済組合負担金 (△1,457)	
										職員共済互助会負担金 (△9)	
2	2	賦課徴収費	104,804	1,258	106,062			1,258			
								1 報 酬	776	○会計年度任用職員報酬等事業(町税賦課事業) 386	
								3 職員手当等	330	会計年度任用職員(月額・事務員) (223)	
								4 共 濟 費	152	(1人) 期末・勤勉手当 (110) 職員共済組合負担金 (20) 社会保険料 (33)	
										○会計年度任用職員報酬等事業(町税取納事業) 872	
										会計年度任用職員(月額・事務員) (553)	
										(2人) 期末・勤勉手当 (220) 職員共済組合負担金 (36)	

(2款) 総務費
(2項) 徴税費

(単位:千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
									職員共済互助会負担金 (1) 社会保険料 (62)	

(2款) 總務費

(3 項) 戶籍住民基本台帳費

(単位：千円)

(2款) 総務費

(3項) 戸籍住民基本台帳費

(単位:千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
									職員共済組合負担金 (△1,642) 職員共済互助会負担金 (△15)	

(2款) 総務費
(4項) 選挙費

(単位:千円)

款項目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
					特定財源			一般財源	区分		
					国県支出金	地方債	その他				
4	選挙費	48,156	892	49,048				892			
1	選挙管理委員会費	8,593	309	8,902				309			
2	給料							129	○職員給与費事業(選挙管理委員会費) 309		
3	職員手当等							113	給料 (1人)	(129)	
4	共済費							67	職員手当等 職員共済組合負担金	(113) (67)	
3	参議院議員選挙費	22,748	325	23,073				325			
3	職員手当等							325	○職員給与費事業(参議院議員選挙費) 325 職員手当等	(325)	
4	県知事選挙費	16,618	258	16,876				258			
3	職員手当等							258	○職員給与費事業(県知事選挙費) 職員手当等	(258)	

(2款) 總務費

(6 項) 監查委員費

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
6 監査委員費	18,107	700	18,807				700			
	1 監査委員費	700	18,807				700			
								2 納付料	242 ○職員給与費事業(監査委員費) 700	
								3 職員手当等	△78 紙料 (2人) (242)	
								4 共済費	536 職員手当等 職員共済組合負担金 職員共済互助会負担金 (△78) (530) (6)	

(3 款) 民 生 費

(1 項) 社會福祉費

(単位：千円)

款項目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
						特定財源			一般財源	区分		
						国県支出金	地方債	その他				
3	1	民生費	9,743,841	38,203	9,782,044				38,203			
		社会福祉費	5,304,628	33,638	5,338,266				33,638			
		社会福祉総務費	2,109,562	38,064	2,147,626				38,064			
										1報酬	338 ○国民健康保険特別会計繰出金（事務費等）事業 2,944	
										2給料	6,007 国民健康保険特別会計繰出金 (2,944)	
										3職員手当等	4,266 ○介護保険特別会計繰出金事業 23,773	
										4共済費	736 介護保険特別会計繰出金 (23,773)	
										27繰出金	26,717 ○会計年度任用職員報酬等事業（社会福祉総務一般事務事業） 197	
											会計年度任用職員（月額・事務員） (56) (1人)	
											期末・勤勉手当 (108)	
											職員共済組合負担金 (12)	
											社会保険料 (21)	
											○会計年度任用職員報酬等事業（福祉事務所一般事務事業） 399	
											会計年度任用職員（月額・事務員） (56) (1人)	

(3款) 民生費

(1項) 社会福祉費

(単位:千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
										会計年度任用職員（月額・就労支援員） (1人) 期末・勤勉手当 (220) 職員共済組合負担金 (24) 社会保険料 (43) ○会計年度任用職員報酬等事業（重層的支援体制整備事業） 435 会計年度任用職員（月額・事務員） (1人) 会計年度任用職員（月額・社会福祉士） (84) (1人) 期末・勤勉手当 (237) 職員共済組合負担金 (20) 社会保険料 (36) ○会計年度任用職員報酬等事業（住民税非課税世帯等支援給付金（令和6年度追加給付分）給付事業） 72 会計年度任用職員（月額・事務員） (1人) 会計年度任用職員（月額・事務員） (28) (1人) 期末・勤勉手当 (9) 職員共済組合負担金 (14)

(3款) 民生費

(1項) 社会福祉費

(単位:千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
										職員共済互助会負担金 (1) 社会保険料 (20) ○職員給与費事業（社会福祉総務費） 10,244 給料 (6,007) (26人) 職員手当等 (3,692) 職員共済組合負担金 (545)
2	老人福祉費	1,073,871	△6,312	1,067,559			△6,312			
										1 報酬 206 ○後期高齢者医療特別会計繰出金（事務費）事業 △4,654 2 納料 △567 後期高齢者医療特別会計繰出金 (△4,654) 3 職員手当等 △1,024 ○会計年度任用職員報酬等事業（高齢者いきいき活動ポイント事業） 311 4 共済費 △261 会計年度任用職員（月額・事務員） (157) 8 旅費 △12 (1人) 27 繰出金 △4,654 期末・勤勉手当 (109) 職員共済組合負担金 (17) 社会保険料 (28) ○会計年度任用職員報酬等事業（高齢者福祉施設支援事業） 416

(3款) 民生費

(1項) 社会福祉費

(単位:千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
										会計年度任用職員(月額・事務員) (1人) (49) 期末・勤勉手当 (325) 職員共済組合負担金 (22) 社会保険料 (32) 費用弁償 (△12) ○職員給与費事業(老人福祉費) △2,385 給料 (△567) (3人) 職員手当等 (△1,458) 職員共済組合負担金 (△358) 職員共済互助会負担金 (△2)
4	国民年金費	12,371	558	12,929			558			1 報酬 164 ○会計年度任用職員報酬等事業(国民年金事業) 334 2 給料 126 会計年度任用職員(月額・事務員) (1人) (164) 3 職員手当等 84 期末・勤勉手当 (110) 4 共済費 184 職員共済組合負担金 (23) 社会保険料 (37)

(3款) 民生費

(1項) 社会福祉費

(単位:千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国 績 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
										○職員給与費事業(国民年金費) 224 給料 (126) (1人) 職員手当等 (△26) 職員共済組合負担金 (123) 職員共済互助会負担金 (1)
6	人権推進費	8,881	349	9,230			349			①会計年度任用職員報酬等事業(人権推進事業) 349 会計年度任用職員(月額・事務員) (221) (1人) 期末・勤勉手当 (95) 職員共済組合負担金 (12) 社会保険料 (21)
7	障害福祉費	1,848,338	979	1,849,317			979			②会計年度任用職員報酬等事業(精神障害者通院医療費助成事業) 197 会計年度任用職員(月額・事務員) (56) (1人) 期末・勤勉手当 (108) 職員共済組合負担金 (12) 社会保険料 (21)

(3款) 民生費

(1項) 社会福祉費

(単位:千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
										○会計年度任用職員報酬等事業（障害者福祉一般事務事業） 205 会計年度任用職員（月額・事務員） (61) (1人) 期末・勤勉手当 (110) 職員共済組合負担金 (12) 社会保険料 (22) ○会計年度任用職員報酬等事業（地域生活支援事業） 577 会計年度任用職員（月額・事務員） (56) (1人) 会計年度任用職員（月額・手話通訳者） (129) (2人) 期末・勤勉手当 (306) 職員共済組合負担金 (31) 社会保険料 (55)

(3 款) 民 生 費

(2 項) 兒童福祉費

(単位：千円)

(3 款) 民 生 費

(2 項) 児童福祉費

(単位:千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国 績 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
										職員共済組合負担金 (8) 社会保険料 (15) ○会計年度任用職員報酬等事業(児童 福祉総務一般事務事業) 411 会計年度任用職員(月額・事務員) (119) (2人) 期末・勤勉手当 (218) 職員共済組合負担金 (27) 社会保険料 (47) ○会計年度任用職員報酬等事業(児童 虐待防止対策強化事業) 293 会計年度任用職員(月額・保健師) (103) (1人) 期末・勤勉手当 (122) 職員共済組合負担金 (26) 社会保険料 (42) ○会計年度任用職員報酬等事業(こど も家庭センター事業) 518 会計年度任用職員(月額・保健師 等) (206) (2人) 期末・勤勉手当 (263) 職員共済組合負担金 (17)

(3款) 民生費

(2項) 児童福祉費

(単位:千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
										社会保険料 (32) ○職員給与費事業(児童福祉総務費) 4,434 給料 (3,778) (13人) 職員手当等 (△243) 職員共済組合負担金 (896) 職員共済互助会負担金 (3)
4 保育所費	2,492,284	196	2,492,480				196			○会計年度任用職員報酬等事業(保育所一般事務事業) 196 会計年度任用職員(月額・事務員) (54) (1人) 期末・勤勉手当 (109) 職員共済組合負担金 (12) 社会保険料 (21)

(4款)衛生費

(1項)保健衛生費

(単位:千円)

款項目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
						特定財源			一般財源	区分	金額	
						国県支出金	地方債	その他				
4		衛生費	1,826,104	893	1,826,997				893			
1		保健衛生費	769,206	△526	768,680				△526			
	1	保健衛生総務費	144,650	△12,183	132,467				△12,183			
	2											
	2	給料							△6,911	○職員給与費事業(保健衛生総務費) △12,183		
	3	職員手当等							△2,799	給料 (16人)	(△6,911)	
	4	共済費							△2,473	職員手当等 職員共済組合負担金 職員共済互助会負担金	(△2,799) (△2,457) (△16)	
	3	環境総務費	86,574	7,355	93,929				7,355			
	2	給料							3,334	○職員給与費事業(環境総務費) 7,355		
	3	職員手当等							2,970	給料 (9人)	(3,334)	
	4	共済費							1,051	職員手当等 職員共済組合負担金 職員共済互助会負担金	(2,970) (1,046) (5)	
	4	環境衛生費	58,185	200	58,385				200			
	1	報酬							56	○会計年度任用職員報酬等事業(浄化槽維持管理促進事業) 200		
	3	職員手当等							110	会計年度任用職員(月額・事務員) (1人)	(56)	
	4	共済費							34	期末・勤勉手当	(110)	

(4款) 衛生費

(1 項) 保健衛生費

(単位：千円)

(4款)衛生費

(1項)保健衛生費

(単位:千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
									職員共済組合負担金 (29) 社会保険料 (51)	

(4款)衛生費
(2項)清掃費

(単位:千円)

款項目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
						特定財源			一般財源	区分	金額	
						国県支出金	地方債	その他				
2	清掃費	1,056,898	1,419	1,058,317					1,419			
1	清掃総務費	37,399	1,419	38,818					1,419			○職員給与費事業(清掃総務費) 1,419
									2 納料	380	給料 (4人)	(380)
									3 職員手当等	1,152	給料 (1,152)	
									4 共済費	△113	職員手当等 職員共済組合負担金 職員共済互助会負担金	(△113) (△1)

(6 款) 農林業費
(1 項) 農業費

(単位：千円)

款項目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
						特定財源			一般財源	区分		
						国県支出金	地方債	その他				
6	1	農林業費	128,876	△3,611	125,265				△3,611			
		農業費	65,119	△3,516	61,603				△3,516			
		農業総務費	9,928	△3,516	6,412				△3,516			
	1								2 納付料	△1,728	○職員給与費事業(農業総務費) △3,516	
									3 職員手当等	△1,211	給料 (1人) (△1,728)	
									4 共済費	△577	職員手当等 (△1,211) 職員共済組合負担金 (△573) 職員共済互助会負担金 (△4)	

(6 款) 農林業費
 (2 項) 林業費

(単位:千円)

款項目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
						特定財源			一般財源	区分	金額	
						国県支出金	地方債	その他				
2	1	林業費	63,757	△95	63,662				△95			
	1	林業総務費	6,822	△95	6,727				△95			○職員給与費事業(林業総務費) △95
									2 納料	△124	給料 (1人)	(△124)
									3 職員手当等	△72	給料 (1人)	(△72)
									4 共済費	101	職員手当等 職員共済組合負担金 職員共済互助会負担金	(100) (1)

(7 款) 商工費
(1 項) 商工費

(単位：千円)

款項目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
						特定財源			一般財源	区分		
						国県支出金	地方債	その他				
7	1	商工費	61,305	3,139	64,444				3,139			
		商工費	61,305	3,139	64,444				3,139			
	1	商工総務費	28,697	2,196	30,893				2,196			
										1 報酬	324 ◎会計年度任用職員報酬等事業（消費者行政推進事業） 534	
										2 給料	745 会計年度任用職員（月額・消費生活相談員） (324)	
										3 職員手当等	775 (1人) 期末・勤勉手当 (131)	
										4 共済費	352 職員共済組合負担金 (30)	
											職員共済互助会負担金 (1) 社会保険料 (48)	
											○職員給与費事業（商工総務費） 1,662 給料 (745) (3人) 職員手当等 (644) 職員共済組合負担金 (272) 職員共済互助会負担金 (1)	
		商工業振興費	28,179	943		29,122			943			
										1 報酬	265 ◎会計年度任用職員報酬等事業（情報プラザつばき館運営事業） 943	
										3 職員手当等	519 会計年度任用職員（月額・事務員） (265)	

(7 款) 商 工 費
 (1 項) 商 工 費

(単位:千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国 績 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
							4 共 濟 費	159	(6 人)	
									期末・勤勉手当	(519)
									職員共済組合負担金	(58)
									社会保険料	(101)

(8 款) 土 木 費

(1 項) 土木管理費

(単位：千円)

(8款) 土木費

(3 項) 都市計画費

(単位：千円)

款項目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
					特定財源			一般財源	区分		
					国県支出金	地方債	その他				
3 1 2 3	都市計画費	1,389,079	△2,972	1,386,107				△2,972			
	都市計画総務費	76,324	△3,592	72,732				△3,592			
									2 納付料	△1,610 ○職員給与費事業(都市計画総務費) △3,592	
									3 職員手当等	△1,243 納料 (△1,610)	
									4 共済費	△739 職員手当等 (△1,243) 職員共済組合負担金 (△735) 職員共済互助会負担金 (△4)	
	土地区画整理費	324,383	8,893	333,276				8,893			
									2 納付料	3,278 ○職員給与費事業(土地区画整理費) 8,893	
									3 職員手当等	4,516 納料 (10人) (3,278)	
									4 共済費	1,099 職員手当等 (4,516) 職員共済組合負担金 (1,094) 職員共済互助会負担金 (5)	
	街路事業費	278,821	△8,194	270,627				△8,194			
								△4,377 ○職員給与費事業(街路事業費) △8,194	2 納付料	△4,377	
									3 職員手当等	△2,436 納料 (△4,377)	
									4 共済費	△1,381 職員手当等 (△2,436) 職員共済組合負担金 (△1,372) 職員共済互助会負担金 (△9)	

(8款) 土木費

(3項) 都市計画費

(単位:千円)

款項目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
					特定財源			一般財源	区分		
					国県支出金	地方債	その他				
	4 公共下水道費	624,623	△2,151	622,472				△2,151			
									18 負担金補助及び交付金	△2,151 ○下水道事業会計負担金事業 △2,151 下水道事業会計負担金(△2,151)	
	5 公園費	84,928	2,072	87,000				2,072			
									2 納料	406 ○職員給与費事業(公園費) 2,072 給料 (406)	
									3 職員手当等	1,380 (3人) 職員手当等 (1,380)	
									4 共済費	286 職員共済組合負担金 (286)	

(8款) 土木費
(4項) 住宅費

(単位:千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
						特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
						国 績 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
4	4	住 宅 費	43,389	4,107	47,496				4,107			
	1	住宅管理費	36,124	4,107	40,231				4,107			
									2 紙 料	3,087	○職員給与費事業(住宅管理費) 4,107	
									3 職員手当等	867	給料 (3人) (3,087)	
									4 共 濟 費	153	職員手当等 (867) 職員共済組合負担金 (152) 職員共済互助会負担金 (1)	

(8 款) 土木費
 (5 項) 排水路費

(単位:千円)

款項目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
						特定財源			一般財源	区分	金額	
						国県支出金	地方債	その他				
5	排水路費	14,011	14,011	5,000	19,011				5,000			
	1 排水路費			5,000	19,011				5,000	14 工事請負費	5,000	○水路改良等事業 5,000 町内一円水路浚渫・維持補修工事 (5,000)

(9 款) 消 防 費
(1 項) 消 防 費

(単位：千円)

款項目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
						特定財源			一般財源	区分		
						国県支出金	地方債	その他				
9	1	消防費	910,079	8,229	918,308			200	8,029			
		消防費	910,079	8,229	918,308			200	8,029			
	1	常備消防費	870,771	8,029	878,800			8,029				
									1報酬	44	○常備消防一般事務事業 1,328 消耗品費 (1,328)	
									2給料	767	○会計年度任用職員報酬等事業(常備消防一般事務事業) 51	
									3職員手当等	5,160	会計年度任用職員(月額・消防事務員) (44) (1人)	
									4共済費	730	職員共済組合負担金 (7)	
									10需用費	1,328	○職員給与費事業(常備消防費) 6,650 給料 (767) (58人)	
											職員手当等 (5,160) 職員共済組合負担金 (723)	
		非常備消防費	12,685	200	12,885			200				
									7報償費	200	○消防団活動事業 200 消防団員退職報償金 (200)	

(10 款) 教育費

(1 項) 教育總務費

(単位：千円)

(10 款) 教育費
(2 項) 小学校費

(単位：千円)

(10 款) 教育費
(2 項) 小学校費

(単位: 千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
									職員共済組合負担金 (22) 社会保険料 (40) ○会計年度任用職員報酬等事業（小学校教育支援事業） 8,337 会計年度任用職員（月額・看護師） (986) (4人) 会計年度任用職員（月額・教育支援員） (1,574) (30人) 期末・勤勉手当 (4,688) 職員共済組合負担金 (346) 職員共済互助会負担金 (3) 社会保険料 (624) 費用弁償 (116)	

(10 款) 教育費
(3 項) 中學校費

(単位：千円)

(10 款) 教育費
 (3 項) 中学校費

(単位: 千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
									○会計年度任用職員報酬等事業（中学校教育支援事業） 2,940 会計年度任用職員（月額・教育支援員） (1,261) (11人) 期末・勤勉手当 (1,263) 職員共済組合負担金 (154) 職員共済互助会負担金 (2) 社会保険料 (258) 費用弁償 (2)	

(10 款) 教育費

(5 項) 社会教育費

(単位：千円)

(10款) 教育費
(5項) 社会教育費

(単位:千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
										○職員給与費事業(社会教育総務費) △7,268 給料 (△1,805) (14人) 職員手当等 (△4,737) 職員共済組合負担金 (△719) 職員共済互助会負担金 (△7)
2 公民館費	135,234	608	135,842				608			○会計年度任用職員報酬等事業(府中公民館管理運営事業) 1,346 会計年度任用職員(月額・事務員) (1,028) (2人) 期末・勤勉手当 (218) 職員共済組合負担金 (37) 職員共済互助会負担金 (1) 社会保険料 (62) ○会計年度任用職員報酬等事業(府中南公民館管理運営事業) 1,300 会計年度任用職員(月額・事務員) (982) (2人) 期末・勤勉手当 (218) 職員共済組合負担金 (37) 職員共済互助会負担金 (1)

(10 款) 教育費
 (5 項) 社会教育費

(単位: 千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
									社会保険料 (62) ○職員給与費事業(公民館費) △2,038 給料 (△750) (4人) 職員手当等 (△1,280) 職員共済組合負担金 (△9) 職員共済互助会負担金 (1)	
4	くすのきプラザ費	123,112	5,036	128,148			5,036	10需用費	5,036 ○くすのきプラザ維持管理事業 5,036 施設修繕料 (5,036)	
5	図書館費	27,762	1,061	28,823			1,061	1報酬 3職員手当等 4共済費	405 ○会計年度任用職員報酬等事業(図書館管理運営事業) 1,061 会計年度任用職員(月額・事務員) (94) (1人) 会計年度任用職員(月額・司書) (311) (3人) 期末・勤勉手当 (467) 職員共済組合負担金 (70) 職員共済互助会負担金 (1)	

(10 款) 教育費
 (5 項) 社会教育費

(単位: 千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
									社会保険料 (118)	

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費							共済費	合 計	備 考
		報 酉	給 料	期末手当 年間支給率 (期分)	地域手当	寒冷地 手 当	その他の 手 当	計			
補正後	長 等	3		27,720	12,890			212	40,822	5,449	46,271
	議 員	18	93,888						93,888	17,121	111,009
	その他の 特別職	795	65,046						65,046		65,046
	計	816	158,934	27,720	12,890			212	199,756	22,570	222,326
補正前	長 等	3		27,720	12,751			59	40,530	6,814	47,344
	議 員	18	93,567						93,567	17,121	110,688
	その他の 特別職	795	65,046						65,046		65,046
	計	816	158,613	27,720	12,751			59	199,143	23,935	223,078
比 較	長 等				139			153	292	△ 1,365	△ 1,073
	議 員		321						321		321
	その他の 特別職										
	計		321		139			153	613	△ 1,365	△ 752

2 一般職

(1) 総括

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費			共済費	合計	備考
		給料	職員手当	計			
補正後	(3) 301	1,222,811	873,082	2,095,893	430,834	2,526,727	
補正前	(3) 301	1,197,671	848,573	2,046,244	426,561	2,472,805	
比較		25,140	24,509	49,649	4,273	53,922	

※「職員数」の（ ）内は、短時間勤務職員を外書きで記載しています。

(単位：千円)

職員手当 の内訳	区分	扶養手当	管理職手当	地域手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	管理職員特別勤務手当	退職手当
	補正後	35,575	27,360	64,670	3,861	152,040	21,550	3,862	286,659	237,705	27,902	11,848	50	
	補正前	36,180	24,960	63,119	5,764	143,416	20,121	3,512	277,477	232,370	28,373	13,231	50	
	比較	△ 605	2,400	1,551	△ 1,903	8,624	1,429	350	9,182	5,335	△ 471	△ 1,383		

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	167	457,135		119,976	577,111	87,670	664,781	
補正前	171	445,079		104,700	549,779	83,435	633,214	
比較	△ 4	12,056		15,276	27,332	4,235	31,567	

※「職員数」は月額に係る職員のみ記載していますが、「給与費」及び「共済費」は月額に係る職員に加え、日額・時間額に係る職員を含めて記載しています。

(単位：千円)

職員手当 の内訳	区分	扶手	養当	管理職 手当	地 手	域 当	特殊勤務 手当	時 間 外 勤務手当	休日勤務 手当	夜間勤務 手当	期 手	末 当	勤 手	勉 当	住 手	居 当	通 手	勤 当	管理職員 特別勤務 手当	退 手	職 当
	補正後										58,707		61,269								
補正前											44,456		60,244								
比較											14,251		1,025								

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	千円 25,140	給与改定に伴う増減分	千円 38,328	
		昇給に伴う増加分	千円	
		昇給期間短縮に伴う増加分	千円	
		その他の増減分	千円 △ 13,188	人事異動等による増減

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
職員手当	千円 24,509	給与改定に伴う増減分	千円 21,535		
		その他の増減分	千円 2,974	人事異動等による増減	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追 加

事 項	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国県支出金	地方債	その他	
ふちゅう町議会だより印刷製本費	千円 1,997		千円	令和7年度 ↓ 令和8年度	千円 1,997	千円	千円	千円	千円 1,997
広報ふちゅう印刷製本費	10,329			令和7年度 ↓ 令和8年度	10,329	18		1,350	8,961
各種納入通知書等作成業務委託料	16,544			令和7年度 ↓ 令和8年度	16,544	2,723			13,821
町県民税賦課システム改修委託料	13,426			令和7年度 ↓ 令和8年度	13,426	5,371			8,055
戸籍システム標準化支援業務委託料	7,084			令和7年度 ↓ 令和8年度	7,084	7,084			
生活困窮者自立相談支援事業委託料	37,185			令和7年度 ↓ 令和10年度	37,185	27,888			9,297
家計改善支援事業委託料	6,141			令和7年度 ↓ 令和10年度	6,141	4,092			2,049

事 項	限度額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降 の支出予定額		左の財源内訳			一般財源	
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源				
						国県支出金	地方債	その他		
生活困窮者就労準備支援事業委託料	千円 20,211		千円	令和7年度 ↓ 令和10年度	千円 20,211	千円 13,473	千円	千円 6,738	千円	
環境センター持込ごみ対応等業務委託料	41,094			令和7年度 ↓ 令和8年度	41,094				41,094	
普通ごみ収集委託料	254,367			令和7年度 ↓ 令和10年度	254,367				254,367	
家電4品目収集運搬業務委託料	439			令和7年度 ↓ 令和8年度	439			230	209	
道路維持管理業務委託料	31,000			令和7年度 ↓ 令和8年度	31,000	11,000			20,000	
WE Bハザードマップ更新委託料	1,514			令和7年度 ↓ 令和8年度	1,514				1,514	

職員給与費関連補正内訳（全会計）

【特別職・一般職（会計年度任用職員以外の職員）】

(単位：千円)

区分	内訳	補正額
給料	給与改定	42,091
	退職・休職・育休等	△ 29,916
	その他	3,540
	計	15,715
職員手当等	給与改定	23,285
	退職・休職・育休等	△ 16,998
	その他	19,466
	計	25,753
共済費	給与改定	5,542
	退職・休職・育休等	△ 11,802
	その他	5,604
	計	△ 656
計	給与改定	70,918
	退職・休職・育休等	△ 58,716
	その他	28,610
	計	40,812

※「下水道事業会計」の引当金を含みます。

【一般職（会計年度任用職員）】

(単位：千円)

区分	内訳	補正額
報酬	給与改定	10,709
	その他	2,278
	計	12,987
職員手当等	給与改定	19,582
	その他	△ 3,211
	計	16,371
共済費	給与改定	3,167
	その他	1,343
	計	4,510
旅費（費用弁償）	給与改定	0
	その他	175
	計	175
計	給与改定	33,458
	その他	585
	計	34,043

第 6 0 号 議 案
令和 7 年 1 月 2 日 提出

府中町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

府中町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 寺尾 光司

府中町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 府中町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和37年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の230」を「6月に支給する場合においては100分の230、12月に支給する場合においては100分の235」に改める。

第2条 府中町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「6月に支給する場合においては100分の230、12月に支給する場合においては100分の235」を「100分の232.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の府中町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。
(期末手当の内扱)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の府中町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

提 案 理 由

令和7年8月の人事院勧告に準じ、特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正するもの。

根 抱 法 令

地方自治法

(給料、旅費及び諸手当)

第204条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

3 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第1条による改正

府中町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 後
第1条～第4条 [略]	第1条～第4条 [略]
第5条 [略]	第5条 [略]
2 期末手当の額は、それぞれの在職日現在における給料月額に当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、 <u>100</u> 分の <u>230</u>	2 期末手当の額は、それぞれの在職日現在における給料月額に当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の230、12月に支給する場合においては100分の235</u> を乗じて得た額に、期末手当在職日前6箇月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
_____を乗じて得た額に、期末手当在職日前6箇月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	_____を乗じて得た額に、期末手当在職日前6箇月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) [略]	(1)～(4) [略]
第6条・第7条 [略]	第6条・第7条 [略]

第2条による改正

府中町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 後
第1条～第4条 [略]	第1条～第4条 [略]
第5条 [略]	第5条 [略]
2 期末手当の額は、それぞれの在職日現在における給料月額に当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の230、12月に支給する場合においては100分の235</u> を乗じて得た額に、期末手当在職日前6箇月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、それぞれの在職日現在における給料月額に当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、 <u>100</u> 分の <u>232.5</u>
_____を乗じて得た額に、期末手当在職日前6箇月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	_____を乗じて得た額に、期末手当在職日前6箇月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) [略]	(1)～(4) [略]
第6条・第7条 [略]	第6条・第7条 [略]

第60号議案参考資料

府中町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

令和7年8月の人事院勧告に準じ、特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正するもの。

2 改正事項の概要

町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を0.05月分引き上げる。

区分	支給割合			
	現行 (A)	改定後		差引 (B) - (A)
		令和7年度	令和8年度 以降(B)	
6ヶ月期	2.300月	2.300月	2.325月	0.025月
12ヶ月期	2.300月	2.350月	2.325月	0.025月
年間支給割合	4.600月	4.650月	4.650月	0.050月

3 施行期日等

公布の日。ただし、令和8年6ヶ月期以降の期末手当に係る規定は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年12ヶ月期の期末手当に係る規定は、令和7年12月1日から適用する。

第 6 1 号 議 案
令和 7 年 1 月 2 日 提出

府中町職員の給与に関する条例及び府中町会計年度任用職員の給与及び費用
弁償に関する条例の一部改正について

府中町職員の給与に関する条例及び府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 寺尾 光司

府中町職員の給与に関する条例及び府中町会計年度任用職員の給与及び費用
弁償に関する条例の一部を改正する条例

(府中町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 府中町職員の給与に関する条例（昭和37年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号才中「7, 100円」を「7, 300円」に改め、同号カ中「10, 000円」を「10, 400円」に改め、同号キ中「12, 900円」を「13, 500円」に改め、同号ク中「15, 800円」を「16, 600円」に改め、同号ケ中「18, 700円」を「19, 700円」に改め、同号コ中「21, 600円」を「22, 800円」に改め、同号サ中「24, 400円」を「25, 900円」に改め、同号シ中「26, 200円」を「29, 100円」に改め、同号ス中「28, 000円」を「32, 300円」に改め、同号セ中「29, 800円」を「35, 500円」に改め、同号ソ中「31, 600円」を「38, 700円」に改める。

第16条第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」に改め、同条第3項中「「100分の70」」の次に「と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」」を加える。

第17条第2項第1号中「100分の105」を「、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「、6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の52.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（別紙1）

別表第2（別紙2）

第2条 府中町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号中「額（」の次に「当該職員が駐車場（駐輪場を含む。以下同じ。）を利用し、当該駐車場の利用に係る料金（以下この項において「駐車料金」という。）を負担することを常例とするものにあっては、当該通勤手当月額に5,000円（駐車料金の月額が5,000円未満の場合には、駐車料金の月額）を加算し、」を加える。

第16条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」」を「「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」」に改める。

第17条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

（府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第3条 府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「「100分の77.5」」の次に「と、「100分の127.5」とあるのは、「100分の125」」を加える。

第4条 府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「「100分の125」とあるのは、「100分の77.5」と、「100分の127.5」とあるのは、「100分の125」」を「「100分の126.25」とあるのは、「100分の101.25」」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の府中町職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第10条、別表第1及び別表第2の規定は、令和7年4月1日から適用する。

3 改正後の給与条例第16条及び第17条第2項並びに第3条の規定による改正後の府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の府中町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなし、改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合には、第3条の規定による改正前の府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

別表第1

行政職給料表

別紙1

(単位：円)

職員の区分	号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
再任用職員以外の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900

職員 の 区分	号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300		
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600		
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800		
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000		
	78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300		

職員 の 区分	号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600		
	80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800		
	81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000		
	82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300		
	83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600		
	84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800		
	85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000		
	86	266,200	305,800	355,700				
	87	266,500	306,100	356,100				
	88	266,800	306,400	356,500				
	89	267,100	306,700	356,700				
	90	267,400	307,000	357,100				
	91	267,700	307,300	357,500				
	92	268,000	307,600	357,900				
	93	268,300	307,800	358,100				
	94		308,000	358,400				
	95		308,300	358,800				
	96		308,700	359,100				
	97		308,900	359,400				
	98		309,200	359,800				
	99		309,500	360,200				
	100		309,900	360,600				
	101		310,100	361,100				
	102		310,400	361,500				
	103		310,700	361,900				
	104		311,000	362,300				
	105		311,200	362,800				
	106		311,500	363,200				
	107		311,800	363,500				
	108		312,100	363,800				
	109		312,300	364,200				
	110		312,600					
	111		313,000					
	112		313,300					
	113		313,500					
	114		313,700					
	115		314,000					
	116		314,400					
	117		314,600					
	118		314,800					

職員 の 区分	号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	119		315,100					
	120		315,400					
	121		315,700					
	122		315,900					
	123		316,200					
	124		316,500					
	125		316,800					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800

別表第2

消防職給料表

別紙2

(単位：円)

職員の区分	号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
再任用職員以外の職員	1	225,600	246,600	269,600	308,200	344,100	365,700	396,700
	2	228,000	248,800	271,500	309,200	345,600	367,400	398,400
	3	230,400	251,000	273,600	310,100	347,000	369,100	400,000
	4	232,800	253,200	275,700	311,000	348,500	370,700	401,700
	5	235,100	255,400	277,700	311,600	350,000	372,300	403,200
	6	237,500	257,400	279,000	312,300	351,400	374,000	404,800
	7	239,900	259,400	280,300	312,900	352,700	375,600	406,400
	8	242,100	261,200	281,600	313,600	354,000	377,100	408,000
	9	244,300	263,000	282,900	314,200	355,300	378,600	409,500
	10	246,400	264,700	284,200	314,900	356,900	380,200	411,100
	11	248,500	266,400	285,400	315,600	358,500	381,800	412,700
	12	250,500	267,800	286,600	316,200	360,100	383,400	414,300
	13	252,400	269,200	287,800	316,900	361,500	385,000	415,800
	14	254,400	271,000	288,800	317,600	363,100	386,600	417,800
	15	256,400	272,300	289,800	318,200	364,600	388,200	419,800
	16	258,000	273,700	291,200	319,000	366,100	389,800	421,800
	17	259,600	275,100	292,300	319,700	367,600	391,400	423,300
	18	261,100	276,300	293,400	320,500	369,200	393,000	425,000
	19	262,600	277,500	294,500	321,500	370,700	394,600	426,600
	20	264,100	278,600	295,600	322,300	372,200	396,200	428,300
	21	265,600	279,900	296,800	323,200	373,700	397,700	429,900
	22	267,100	281,000	297,400	324,400	375,300	399,300	431,400
	23	268,600	282,200	297,900	325,700	376,900	401,000	432,900
	24	270,100	283,300	298,500	327,000	378,500	402,700	434,300
	25	271,600	284,600	298,900	328,200	379,900	404,400	435,500
	26	272,800	285,900	299,500	329,700	381,600	406,400	437,000
	27	274,000	287,100	300,000	331,000	383,300	408,200	438,500
	28	275,200	288,300	300,500	332,000	384,900	410,100	439,900
	29	276,400	289,200	300,900	332,900	386,500	411,800	441,400
	30	277,500	290,200	301,500	334,100	388,100	413,200	442,700
	31	278,600	291,300	302,000	335,200	389,700	414,400	443,900
	32	279,700	292,300	302,500	336,300	391,300	415,700	445,100
	33	281,000	293,500	303,000	337,400	393,000	416,700	446,100
	34	282,300	294,100	303,600	338,600	395,000	417,800	446,800
	35	283,500	294,700	304,000	339,800	397,000	418,800	447,500
	36	284,800	295,300	304,400	340,800	399,000	419,800	448,200
	37	285,700	295,700	304,900	341,900	400,700	420,900	448,700
	38	286,700	296,300	305,500	343,100	402,400	422,000	449,100

職員 の 区分	号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
	39	287,800	296,900	306,100	344,300	403,900	423,100	449,500
	40	288,900	297,400	306,600	345,500	405,400	424,200	449,800
	41	290,100	297,800	307,200	346,600	406,600	425,400	450,100
	42	290,700	298,400	307,900	347,700	407,600	426,200	450,400
	43	291,300	299,000	308,600	348,900	408,600	427,000	450,700
	44	291,800	299,500	309,200	350,100	409,600	427,600	451,000
	45	292,200	299,900	309,800	351,200	410,600	428,100	451,200
	46	292,700	300,400	310,600	352,500	411,700	428,800	451,500
	47	293,200	300,900	311,400	353,700	412,800	429,500	451,800
	48	293,700	301,400	312,100	354,900	413,900	430,100	452,000
	49	294,100	301,900	312,900	356,100	415,200	430,800	452,300
	50	294,600	302,400	313,900	357,400	416,000	431,200	452,600
	51	295,100	303,000	314,900	358,700	416,800	431,800	452,900
	52	295,600	303,500	315,900	360,000	417,400	432,400	453,200
	53	296,100	304,100	316,900	360,900	417,900	432,800	453,400
	54	296,700	304,700	318,000	362,200	418,600	433,200	453,700
	55	297,100	305,400	319,000	363,400	419,200	433,700	453,900
	56	297,500	306,000	320,000	364,600	419,900	434,200	454,200
	57	298,000	306,600	321,000	365,700	420,200	434,700	454,400
	58	298,500	307,400	322,100	367,000	420,900	435,200	454,700
	59	299,000	308,200	323,200	368,400	421,600	435,600	455,000
	60	299,400	308,900	324,300	369,800	422,100	436,000	455,200
	61	299,900	309,700	325,100	371,100	422,500	436,400	455,400
	62	300,300	310,500	326,200	372,600	422,900	436,700	455,700
	63	300,800	311,300	327,300	374,100	423,400	437,000	456,000
	64	301,200	312,200	328,400	375,500	423,900	437,300	456,300
	65	301,700	313,000	329,300	376,700	424,400	437,500	456,500
	66	302,200	313,800	330,400	378,100	424,800	437,800	456,800
	67	302,600	314,600	331,500	379,400	425,300	438,100	457,100
	68	303,000	315,400	332,600	380,800	425,800	438,300	457,400
	69	303,500	316,300	333,600	381,900	426,300	438,500	457,600
	70	303,900	317,100	334,700	383,100	426,800	438,800	457,900
	71	304,300	318,000	335,900	384,300	427,400	439,100	458,200
	72	304,800	318,900	337,100	385,500	427,900	439,300	458,500
	73	305,300	319,500	337,800	386,800	428,300	439,500	458,700
	74	305,800	320,400	339,100	388,000	428,900	439,800	
	75	306,400	321,300	340,400	389,200	429,300	440,100	
	76	306,800	322,100	341,700	390,300	429,500	440,300	
	77	307,300	322,700	342,900	391,400	429,800	440,500	
	78	307,800	323,600	344,300	392,600	430,300	440,800	

職員 の 区分	号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	79	308,400	324,500	345,700	393,700	430,600	441,100	
	80	309,000	325,500	347,100	394,900	430,900	441,300	
	81	309,500	326,400	348,400	396,000	431,200	441,500	
	82	310,000	327,400	350,000	396,600	431,600	441,800	
	83	310,700	328,300	351,500	397,100	432,000	442,100	
	84	311,300	329,300	353,000	397,600	432,400	442,300	
	85	311,900	330,200	354,400	398,200	432,700	442,500	
	86	312,500	331,200	355,900	398,800			
	87	313,200	332,200	357,400	399,400			
	88	313,900	333,200	358,800	400,000			
	89	314,600	334,100	360,100	400,300			
	90	315,300	335,400	361,300	400,800			
	91	316,000	336,600	362,500	401,300			
	92	316,700	337,800	363,800	401,800			
	93	317,200	339,000	365,100	402,200			
	94	318,100	340,300	366,600	402,600			
	95	319,000	341,500	368,100	403,100			
	96	319,800	342,700	369,500	403,600			
	97	320,500	343,900	370,800	404,000			
	98	321,400	345,200	372,000	404,500			
	99	322,300	346,400	373,100	405,000			
	100	323,200	347,600	374,300	405,400			
	101	324,100	349,000	375,400	405,700			
	102	325,100	349,900	376,500	406,100			
	103	326,100	350,900	377,600	406,500			
	104	327,000	352,000	378,700	406,800			
	105	327,800	353,100	379,900	407,100			
	106	328,400	354,200	380,400	407,600			
	107	329,000	355,200	381,000	408,100			
	108	329,600	356,200	381,600	408,600			
	109	330,100	357,400	382,200	408,900			
	110	330,600	358,400	382,700	409,400			
	111	331,000	359,400	383,100	409,900			
	112	331,500	360,300	383,600	410,400			
	113	332,300	361,200	384,000	410,700			
	114	332,900	362,100	384,400	411,200			
	115	333,600	363,000	384,900	411,700			
	116	334,200	364,000	385,400	412,200			
	117	334,800	365,000	385,800	412,600			
	118	335,500	365,400	386,300	413,100			

職員 の 区分	号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
	119	336,200	366,000	386,900	413,500			
	120	336,900	366,600	387,400	414,000			
	121	337,500	366,900	387,600	414,400			
	122	337,800	367,300	388,100				
	123	338,300	367,700	388,600				
	124	338,800	368,100	389,000				
	125	339,100	368,500	389,500				
	126		368,900	390,000				
	127		369,300	390,500				
	128		369,700	391,000				
	129		370,100	391,300				
	130		370,500	391,800				
	131		370,900	392,300				
	132		371,300	392,800				
	133		371,500	393,100				
	134		372,000	393,600				
	135		372,300	394,000				
	136		372,600	394,400				
	137		372,900	394,700				
	138		373,300	395,100				
	139		373,800	395,600				
	140		374,300	396,100				
	141		374,600	396,400				
	142		375,100					
	143		375,600					
	144		376,100					
	145		376,400					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		255,400	267,500	272,000	304,600	321,900	336,500	360,700

提 案 理 由

令和 7 年 8 月の人事院勧告に準じ、給料表及び手当の支給割合等を改定するため、条例の一部を改正するもの。

根 拠 法 令

地方自治法

(給料、旅費及び諸手当)

第 204 条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあっては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

3 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第1条による改正

府中町職員の給与に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 後
第1条～第9条の2 [略]	第1条～第9条の2 [略]
第10条 [略]	第10条 [略]
2 [略]	2 [略]
(1) [略]	(1) [略]
(2) [略]	(2) [略]
ア～エ [略]	ア～エ [略]
オ 使用距離が片道10キロメートル以上 15キロメートル未満である職員 <u>7,</u> <u>100円</u>	オ 使用距離が片道10キロメートル以上 15キロメートル未満である職員 <u>7,</u> <u>300円</u>
カ 使用距離が片道15キロメートル以上 20キロメートル未満である職員 <u>1</u> <u>0, 000円</u>	カ 使用距離が片道15キロメートル以上 20キロメートル未満である職員 <u>1</u> <u>0, 400円</u>
キ 使用距離が片道20キロメートル以上 25キロメートル未満である職員 <u>1</u> <u>2, 900円</u>	キ 使用距離が片道20キロメートル以上 25キロメートル未満である職員 <u>1</u> <u>3, 500円</u>
ク 使用距離が片道25キロメートル以上 30キロメートル未満である職員 <u>1</u> <u>5, 800円</u>	ク 使用距離が片道25キロメートル以上 30キロメートル未満である職員 <u>1</u> <u>6, 600円</u>
ケ 使用距離が片道30キロメートル以上 35キロメートル未満である職員 <u>1</u> <u>8, 700円</u>	ケ 使用距離が片道30キロメートル以上 35キロメートル未満である職員 <u>1</u> <u>9, 700円</u>
コ 使用距離が片道35キロメートル以上 40キロメートル未満である職員 <u>2</u> <u>1, 600円</u>	コ 使用距離が片道35キロメートル以上 40キロメートル未満である職員 <u>2</u> <u>2, 800円</u>
サ 使用距離が片道40キロメートル以上 45キロメートル未満である職員 <u>2</u> <u>4, 400円</u>	サ 使用距離が片道40キロメートル以上 45キロメートル未満である職員 <u>2</u> <u>5, 900円</u>
シ 使用距離が片道45キロメートル以上 50キロメートル未満である職員 <u>2</u> <u>6, 200円</u>	シ 使用距離が片道45キロメートル以上 50キロメートル未満である職員 <u>2</u> <u>9, 100円</u>
ス 使用距離が片道50キロメートル以上 55キロメートル未満である職員 <u>2</u> <u>8, 000円</u>	ス 使用距離が片道50キロメートル以上 55キロメートル未満である職員 <u>3</u> <u>2, 300円</u>
セ 使用距離が片道55キロメートル以上 60キロメートル未満である職員 <u>2</u> <u>9, 800円</u>	セ 使用距離が片道55キロメートル以上 60キロメートル未満である職員 <u>3</u> <u>5, 500円</u>

現 行	改 正 後
<p>ソ 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員 <u>31, 600円</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>3~6 [略]</p> <p>第11条～第15条の5 [略]</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u></p> <p>_____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と</p> <p>_____とする。</p> <p>4~6 [略]</p> <p>第16条の2・第16条の3 [略]</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員のそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u></p> <p>_____を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u></p> <p>_____</p>	<p>ソ 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員 <u>38, 700円</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>3~6 [略]</p> <p>第11条～第15条の5 [略]</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4~6 [略]</p> <p>第16条の2・第16条の3 [略]</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員のそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の50</u></p>

現 行	改 正 後
乗じて得た額の総額	する場合においては 100 分の 52.5 を 乗じて得た額の総額
3～5 [略]	3～5 [略]
第17条の2～第21条 [略]	第17条の2～第21条 [略]
附則 [略]	附則 [略]
<u>別表第1</u> (別紙1)	<u>別表第1</u> (別紙1)
<u>別表第2</u> (別紙2)	<u>別表第2</u> (別紙2)
別表第3 [略]	別表第3 [略]

第2条による改正

府中町職員の給与に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 後
第1条～第9条の2 [略]	第1条～第9条の2 [略]
第10条 [略]	第10条 [略]
2 [略]	2 [略]
(1) [略]	(1) [略]
(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額 (_____	(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額 (<u>当該職員が駐車場(駐輪場を含む。以下同じ。)を利用し、当該駐車場の利用に係る料金</u> (以下この項において「駐車料金」という。) を負担することを常例とするものにあっては、当該通勤手当月額に5,000円 (駐車料金の月額が5,000円未満の場合には、駐車料金の月額) を加算し、 <u>育児短時間勤務職員等並びに定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額</u>)
_____ 育児短時間勤務職員等並びに定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)	_____ 育児短時間勤務職員等並びに定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)
ア～ソ [略]	ア～ソ [略]
(3) [略]	(3) [略]
3～6 [略]	3～6 [略]
第11条～第15条の5 [略]	第11条～第15条の5 [略]

現 行	改 正 後
第16条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) ~ (4) [略]	第16条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の126.25</u> <u>_____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u> (1) ~ (4) [略]
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の70</u> 」と、「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の71.25</u> 」 とする。
4~6 [略]	4~6 [略]
第16条の2・第16条の3 [略]	第16条の2・第16条の3 [略]
第17条 [略] 2 [略] (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員のそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の52.5</u> を乗じて得た額の総額	第17条 [略] 2 [略] (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員のそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の106.25</u> <u>_____を乗じて得た額の総額</u> (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の51.25</u> <u>_____を乗じて得た額の総額</u>
3~5 [略]	3~5 [略]
第17条の2~第21条 [略]	第17条の2~第21条 [略]

第3条による改正

府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 後
第1条～第9条 [略] (期末手当)	第1条～第9条 [略] (期末手当)
第10条 任期が6月以上である会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）であって、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職するものには、給与条例第16条に規定する期末手当の支給を受ける職員の例により期末手当を支給する。この場合において、同条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の77.5」 _____ _____と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在において会計年度任用職員が受けるべき基本報酬の月額及びこれに対する地域手当報酬の額の合計額とする。	第10条 任期が6月以上である会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）であって、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職するものには、給与条例第16条に規定する期末手当の支給を受ける職員の例により期末手当を支給する。この場合において、同条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の77.5」と、「100分の125」とあるのは、「100分の125」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在において会計年度任用職員が受けるべき基本報酬の月額及びこれに対する地域手当報酬の額の合計額とする。
2～4 [略]	2～4 [略]
第10条の2～第17条 [略]	第10条の2～第17条 [略]

第4条による改正

府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 後
第1条～第9条 [略] (期末手当)	第1条～第9条 [略] (期末手当)
第10条 任期が6月以上である会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）であって、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職するものには、給与条例第16条に規定する期末手当の支給を受ける職員の例により期末手当を支給する。この場合において、同条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の77.5」と、「100分の125」	第10条 任期が6月以上である会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）であって、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職するものには、給与条例第16条に規定する期末手当の支給を受ける職員の例により期末手当を支給する。この場合において、同条第2項中「100分の126.25」とあるのは、「100分の101.25」

現 行	改 正 後
<p><u>27. 5</u>とあるのは、「100分の125」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在において会計年度任用職員が受けるべき基本報酬の月額及びこれに対する地域手当報酬の額の合計額とする。</p> <p>2～4 [略] 第10条の2～第17条 [略]</p>	<p>_____と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在において会計年度任用職員が受けるべき基本報酬の月額及びこれに対する地域手当報酬の額の合計額とする。</p> <p>2～4 [略] 第10条の2～第17条 [略]</p>

職員 の 区分	号 給	1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級	
		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額	
		現行	改正後												
再任用職員以外の職員	1	183,500	195,800	230,000	242,000	265,300	276,300	298,800	309,800	321,300	332,600	355,200	366,800	408,300	420,700
	2	184,600	196,900	231,500	243,300	266,300	277,300	300,300	311,300	323,100	334,400	356,900	368,500	410,200	422,600
	3	185,800	198,100	233,000	244,700	267,300	278,300	301,800	312,700	324,900	336,200	358,500	370,100	412,100	424,500
	4	186,900	199,200	234,500	246,100	268,300	279,300	303,200	314,100	326,600	337,900	360,100	371,700	413,900	426,300
	5	188,000	200,300	236,000	247,500	269,300	280,300	304,600	315,500	328,300	339,600	361,700	373,300	415,700	428,100
	6	189,700	202,000	237,500	248,900	270,300	281,300	305,700	316,600	330,000	341,300	363,500	375,100	417,500	429,900
	7	191,300	203,600	239,000	250,300	271,300	282,200	306,700	317,600	331,700	343,000	365,000	376,600	419,300	431,700
	8	192,900	205,200	240,500	251,700	272,300	283,200	307,900	318,800	333,400	344,600	366,600	378,200	421,100	433,500
	9	194,500	206,700	242,000	253,100	273,300	284,200	309,100	320,000	335,000	346,200	368,000	379,500	422,700	435,100
	10	196,200	208,400	243,400	254,300	274,300	285,200	310,700	321,600	336,700	347,900	369,600	381,100	424,200	436,600
	11	197,800	210,000	244,800	255,600	275,300	286,200	312,300	323,200	338,400	349,600	371,200	382,700	425,700	438,100
	12	199,400	211,600	246,200	256,900	276,400	287,200	313,900	324,800	340,000	351,200	372,700	384,200	427,200	439,600
	13	201,000	213,100	247,400	258,100	277,400	288,200	315,400	326,200	341,500	352,700	374,600	386,100	428,700	441,100
	14	202,700	214,800	248,600	259,300	278,700	289,500	317,000	327,800	343,100	354,300	376,500	388,000	430,000	442,400
	15	204,400	216,500	249,800	260,500	280,000	290,800	318,600	329,400	344,700	355,900	378,400	389,900	431,300	443,700
	16	206,100	218,200	251,000	261,700	281,200	292,000	320,200	331,000	346,200	357,400	380,200	391,700	432,500	444,900
	17	207,400	219,400	252,100	262,800	282,500	293,200	321,700	332,400	347,600	358,800	381,700	393,200	433,700	446,100
	18	209,000	221,000	253,200	263,900	283,800	294,500	323,400	334,100	349,300	360,500	383,500	395,000	435,000	447,400
	19	210,600	222,600	254,300	265,000	285,000	295,700	325,000	335,700	350,900	362,100	385,200	396,700	436,300	448,700
	20	212,100	224,100	255,400	266,100	286,200	296,900	326,600	337,300	352,500	363,700	386,800	398,300	437,500	449,900
	21	213,600	225,600	256,400	267,000	287,300	297,900	328,000	338,700	353,700	364,800	388,500	400,000	438,700	451,100
	22	215,200	227,200	257,400	268,000	288,500	299,100	329,700	340,400	355,200	366,300	389,900	401,400	439,500	451,900
	23	216,800	228,800	258,400	269,000	289,800	300,300	331,400	342,100	356,700	367,800	391,300	402,800	440,300	452,700
	24	218,400	230,400	259,400	270,000	291,100	301,600	333,000	343,700	358,200	369,300	392,700	404,200	441,100	453,500
	25	220,000	232,000	260,400	271,000	292,400	302,900	334,200	344,900	359,900	371,000	394,100	405,600	441,700	454,100
	26	221,700	233,700	261,300	271,900	293,400	303,900	336,100	346,800	361,700	372,800	395,300	406,800	442,300	454,700
	27	223,000	235,000	262,200	272,700	294,400	304,900	337,800	348,500	363,400	374,400	396,500	408,000	442,900	455,300
	28	224,300	236,300	263,100	273,600	295,500	305,900	339,400	350,100	365,100	376,100	397,500	409,000	443,500	455,900
	29	225,600	237,600	263,900	274,400	296,600	307,000	340,900	351,600	366,500	377,500	398,600	410,100	444,200	456,600
	30	226,700	238,700	264,700	275,200	297,800	308,200	342,500	353,200	367,800	378,800	399,800	411,300	445,000	457,400
	31	227,800	239,800	265,500	276,000	298,900	309,300	344,100	354,800	369,000	380,000	400,900	412,400	445,400	457,800
	32	228,900	240,900	266,300	276,700	300,100	310,500	345,700	356,400	370,400	381,400	402,000	413,500	446,100	458,500
	33	230,000	242,000	267,000	277,400	301,300	311,600	347,400	358,100	371,500	382,500	402,700	414,200	446,600	459,000
	34	231,100	242,900	267,800	278,200	302,600	312,900	349,200	359,900	372,400	383,400	403,400	414,900	447,000	459,400
	35	232,200	243,800	268,600	279,000	303,900	314,200	351,000	361,700	378,300	384,400	404,100	415,500	447,400	459,800
	36	233,300	244,800	269,300	279,600	305,200	315,500	352,800	363,500	374,500	385,400	404,800	416,200	447,800	460,200
	37	234,400	245,800	270,000	280,300	306,500	316,700	354,300	365,000	375,300	386,200	405,400	416,800	448,200	460,600
	38	235,400	246,700	270,800	281,100	307,800	318,000	355,700	366,400	376,200	387,100	406,000	417,400	448,600	460,900
	39	236,400	247,600	271,600	281,800	309,100	319,300	357,100	367,800	377,100	388,000	406,500	417,900	449,000	461,200
	40	237,300	248,400	272,300	282,500	310,400	320,600	358,500	369,200	377,900	388,800	406,900	418,300	449,300	461,500
	41	238,200	249,200	273,000	283,200	311,700	321,900	360,000	370,700	378,700	389,600	407,300	418,700	449,600	461,800
	42	239,100	249,900	273,800	283,900	313,000	323,100	360,800	371,500	379,500	390,400	407,500	418,900	450,000	462,100
	43	239,900	250,500	274,600	284,600	314,300	324,400	361,800	372,400	380,300	391,200	407,800	419,200	450,300	462,400
	44	240,700	251,100	275,300	285,300	315,400	325,500	362,800	373,400	381,000	391,900	408,100	419,500	450,600	462,700
	45	241,400	251,800	276,000	286,000	316,300	326,400	363,700	374,300	381,700	392,600	408,400	419,800	450,900	463,000
	46	242,000	252,400	276,700	286,600	317,600	327,700	364,800	375,400	382,400	393,300	408,700	420,100		
	47	242,600	253,000	277,400	287,300	318,900	329,000	365,700	376,300	383,100	394,000	409,000	420,400		
	48	243,200	253,600	278,100	287,900	320,200	330,300	366,700	377,300	383,800	394,700	409,300	420,700		
	49	243,800	254,100	278,800	288,600	321,400	331,400	367,600	378,200	384,300	395,200	409,500	420,900		
	50	244,400	254,700	279,500	289,200	322,700	332,700	368,300	378,900	384,900	395,800	409,800	421,200		
	51	245,000	255,300	280,200	289,900	323,900	333,900	369,000	379,600	385,500	396,400	410,100	421,400		
	52	245,500	255,800	280,900	290,600	325,100	335,100	369,600	380,200	386,200	397,100	410,400	421,700		
	53	246,000	256,200	281,500	291,100	326,400	336,400	370,000	380,600	386,600	397,500	410,600	421,900		
	54	246,400	256,600	282,200	291,700	327,500	337,400	370,600	381,200	387,200	398,100	410,900	422,200		
	55	246,700	256,900	282,800	292,300	328,600	338,500	371,300	381,800	387,800	398,700	411,200	422,500		
	56	247,000	257,200	283,500	293,000	329,700	339,600	372,000							

職員 の 区分	号 給	1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級			
		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額			
		現 行	改 正 後	現 行	改 正 後	現 行	改 正 後	現 行	改 正 後	現 行	改 正 後	現 行	改 正 後	現 行	改 正 後		
77	253,300	263,500	294,800	303,600	342,300	352,000	382,800	393,200	396,200	407,000							
78	253,600	263,800	295,100	303,900	342,800	352,500	383,300	393,700	396,500	407,300							
79	253,900	264,100	295,300	304,100	343,300	353,000	383,700	394,100	396,800	407,600							
80	254,200	264,400	295,600	304,400	343,800	353,500	384,100	394,500	397,000	407,800							
81	254,500	264,700	295,800	304,600	344,100	353,800	384,500	394,900	397,200	408,000							
82	254,800	265,000	296,000	304,800	344,500	354,200	385,000	395,400	397,500	408,300							
83	255,100	265,300	296,300	305,100	344,900	354,600	385,400	395,800	397,800	408,600							
84	255,400	265,600	296,500	305,300	345,300	355,000	385,800	396,200	398,000	408,800							
85	255,700	265,900	296,800	305,600	345,600	355,300	386,100	396,500	398,200	409,000							
86	256,000	266,200	297,100	305,800	346,000	355,700											
87	256,300	266,500	297,400	306,100	346,400	356,100											
88	256,600	266,800	297,700	306,400	346,800	356,500											
89	256,900	267,100	298,000	306,700	347,000	356,700											
90	257,200	267,400	298,300	307,000	347,400	357,100											
91	257,500	267,700	298,600	307,300	347,800	357,500											
92	257,800	268,000	299,000	307,600	348,200	357,900											
93	258,100	268,300	299,200	307,800	348,400	358,100											
94			299,400	308,000	348,800	358,400											
95			299,700	308,300	349,200	358,800											
96			300,100	308,700	349,500	359,100											
97			300,300	308,900	349,800	359,400											
98			300,600	309,200	350,200	359,800											
99			301,000	309,500	350,600	360,200											
100			301,400	309,900	351,000	360,600											
101			301,600	310,100	351,500	361,100											
102			301,900	310,400	351,900	361,500											
103			302,200	310,700	352,300	361,900											
104			302,500	311,000	352,700	362,300											
105			302,700	311,200	353,200	362,800											
106			303,000	311,500	353,600	363,200											
107			303,300	311,800	353,900	363,500											
108			303,600	312,100	354,200	363,800											
109			303,800	312,300	354,700	364,200											
110			304,200	312,600													
111			304,600	313,000													
112			304,900	313,300													
113			305,100	313,500													
114			305,300	313,700													
115			305,600	314,000													
116			306,000	314,400													
117			306,200	314,600													
118			306,400	314,800													
119			306,700	315,100													
120			307,000	315,400													
121			307,400	315,700													
122			307,600	315,900													
123			307,900	316,200													
124			308,200	316,500													
125			308,500	316,800													
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		192,000	200,300	219,500	227,800	260,000	269,500	279,700	290,100	294,900	305,700	320,600	331,900	362,700	374,800		

職員の区分	号給	1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級	
		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額	
		現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後								
再任用職員以外の職員	1	211,600	225,600	232,600	246,600	255,500	269,600	295,400	308,200	331,900	344,100	353,300	365,700	384,100	396,700
	2	214,000	228,000	234,800	248,800	257,500	271,500	296,400	309,200	333,400	345,600	355,000	367,400	385,800	398,400
	3	216,400	230,400	237,000	251,000	259,700	273,600	297,400	310,100	334,900	347,000	356,700	369,100	387,500	400,000
	4	218,800	232,800	239,200	253,200	261,900	275,700	298,300	311,000	336,400	348,500	358,300	370,700	389,200	401,700
	5	221,200	235,100	241,400	255,400	264,000	277,700	298,900	311,600	337,900	350,000	359,900	372,300	390,700	403,200
	6	223,600	237,500	243,400	257,400	265,300	279,000	299,600	312,300	339,300	351,400	361,600	374,000	392,300	404,800
	7	226,000	239,900	245,400	259,400	266,600	280,300	300,300	312,900	340,600	352,700	363,200	375,600	393,900	406,400
	8	228,200	242,100	247,200	261,200	267,900	281,600	301,000	313,600	341,900	354,000	364,800	377,100	395,500	408,000
	9	230,400	244,300	249,000	263,000	269,200	282,900	301,700	314,200	343,200	355,300	366,400	378,600	397,100	409,500
	10	232,500	246,400	250,700	264,700	270,500	284,200	302,400	314,900	344,800	356,900	368,000	380,200	398,700	411,100
	11	234,600	248,500	252,400	266,400	271,800	285,400	303,100	315,600	346,400	358,500	369,600	381,800	400,300	412,700
	12	236,600	250,500	253,800	267,800	273,100	286,600	303,700	316,200	348,000	360,100	371,200	383,400	401,900	414,300
	13	238,600	252,400	255,200	269,200	274,400	287,800	304,400	316,900	349,500	361,500	372,800	385,000	403,400	415,800
	14	240,600	254,400	257,000	271,000	275,600	288,800	305,200	317,600	351,100	363,100	374,400	386,600	405,400	417,800
	15	242,600	256,400	258,400	272,300	276,700	289,800	305,900	318,200	352,700	364,600	376,000	388,200	407,400	419,800
	16	244,200	258,000	259,900	273,700	278,200	291,200	306,700	319,000	354,200	366,100	377,600	389,800	409,400	421,800
	17	245,800	259,600	261,400	275,100	279,500	292,300	307,400	319,700	355,700	367,600	379,200	391,400	410,900	423,300
	18	247,300	261,100	262,600	276,300	280,800	293,400	308,200	320,500	357,300	369,200	380,800	393,000	412,600	425,000
	19	248,800	262,600	263,800	277,500	282,100	294,500	309,200	321,500	358,900	370,700	382,400	394,600	414,200	426,600
	20	250,300	264,100	264,900	278,600	283,300	295,600	310,100	322,300	360,400	372,200	384,000	396,200	415,900	428,300
	21	251,800	265,600	266,200	279,900	284,500	296,800	311,000	323,200	361,900	373,700	385,600	397,700	417,500	429,900
	22	253,400	267,100	267,400	281,000	285,100	297,400	312,300	324,400	363,500	375,300	387,200	399,300	419,000	431,400
	23	254,900	268,600	268,700	282,200	285,700	297,900	313,600	325,700	365,100	376,900	388,900	401,000	420,500	432,900
	24	256,400	270,100	270,000	283,300	286,300	298,500	314,900	327,000	366,700	378,500	390,600	402,700	421,900	434,300
	25	257,900	271,600	271,400	284,600	286,800	298,900	316,200	328,200	368,100	379,900	392,300	404,400	423,100	435,500
	26	259,100	272,800	272,800	285,900	287,400	299,500	317,700	329,700	369,800	381,600	394,300	406,400	424,600	437,000
	27	260,300	274,000	274,100	287,100	288,000	300,000	319,000	331,000	371,500	383,300	396,200	408,200	426,100	438,500
	28	261,500	275,200	275,400	288,300	288,500	300,500	320,100	332,000	373,100	384,900	398,100	410,100	427,500	439,900
	29	262,700	276,400	276,400	289,200	289,000	300,900	321,100	332,900	374,700	386,500	399,800	411,800	429,000	441,400
	30	264,000	277,500	277,700	290,200	298,600	301,500	322,300	334,100	376,300	388,100	401,200	413,200	430,300	442,700
	31	265,300	278,600	279,000	291,300	290,100	302,000	323,500	335,200	377,100	389,700	402,400	414,400	431,500	443,900
	32	266,600	279,700	280,200	292,300	290,600	302,500	324,600	336,300	379,600	391,300	403,700	415,700	432,700	445,100
	33	267,900	281,000	281,400	293,500	291,100	303,000	325,700	337,400	381,300	393,000	404,700	416,700	433,700	446,100
	34	269,400	282,300	282,000	294,100	291,700	303,600	326,900	338,600	383,300	395,000	405,800	417,800	434,400	446,800
	35	270,700	283,500	282,600	294,700	292,200	304,000	328,100	339,800	385,300	397,000	406,800	418,800	435,200	447,500
	36	272,100	284,800	283,200	295,300	292,700	304,400	329,200	340,800	387,300	399,000	407,800	419,800	435,900	448,200
	37	273,100	285,700	283,700	295,700	293,200	304,900	330,300	341,900	389,000	400,700	408,900	420,900	436,400	448,700
	38	274,400	286,700	284,300	296,300	293,800	305,500	331,500	343,100	390,700	402,400	410,100	422,000	436,800	449,100
	39	275,700	287,800	284,900	296,900	294,400	306,100	332,700	344,300	392,200	403,900	411,200	423,100	437,200	449,500
	40	276,900	288,900	285,500	297,400	295,000	306,600	333,900	345,500	393,700	405,400	412,300	424,200	437,500	449,800
	41	278,100	290,100	286,000	297,800	295,700	307,200	335,100	346,600	394,900	406,600	413,500	425,400	437,800	450,100
	42	278,700	290,700	286,600	298,400	296,400	307,900	336,300	347,700	395,900	407,600	414,300	426,200	438,100	450,400
	43	279,300	291,300	287,200	299,000	297,100	308,600	337,500	348,900	396,900	408,600	415,100	427,000	438,400	450,700
	44	279,900	291,800	287,700	299,500	297,800	309,200	338,700	350,100	397,900	409,600	416,700	427,600	438,700	451,000
	45	280,300	292,200	288,200	299,900	298,400	309,800	340,500	351,200	399,000	410,600	416,200	428,100	438,900	451,200
	46	280,900	292,700	288,700	300,400	299,300	310,600	341,200	352,500	400,100	411,700	416,900	428,800	439,200	451,500
	47	281,400	293,200	289,200	300,900	301,100	311,400	342,400	353,700	401,200	412,800	417,600	429,500	440,100	451,800
	48	281,900	293,700	289,700	301,400	300,900	312,100	343,600	354,900	402,300	413,900	418,200	430,100	443,800	452,000
	49	282,400	294,100	290,300	301,900	301,700	312,900	344,800	356,100	403,600	415,200	418,900	430,800	440,100	452,300
	50	283,000	294,600	302,400	308,000	302,800	313,900	346,200	357,400	404,400	416,400	419,300	431,200	440,400	452,600
	51	283,500	295,100	291,400	303,000	303,900	314,900	347,500	358,700	405,200	416,800	419,900	431,800	440,700	452,900
	52	284,000	295,600	292,000	303,500	304,900	315,900	348,800	360,000	405,800	417,400	420,500	432,400	441,000	453,200
	53	284,500	296,100	292,600	304,100	305,900	316,900	349,700	360,900	406,300	417,900	420,900	432,800	441,200	453,400
	54	285,100	296,700	293,300	304,700	307,000	318,000	351,000	362,200	407,000	424,000	424,200	436,000	443,100	455,200
	55	286,100	297,100	294,000	305,400	309,100	320,600	354,300	364,600	408,400	419,400</td				

職員の区分	号給	1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級	
		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額	
		現行	改正後												
	99	312,700	322,300	336,300	346,400	362,700	373,100	394,000	405,000						
	100	313,600	323,200	337,500	347,600	363,900	374,300	394,500	405,400						
	101	314,500	324,100	338,900	349,000	365,000	375,400	394,800	405,700						
	102	315,500	325,100	339,800	349,900	366,100	376,500	395,200	406,100						
	103	316,500	326,100	340,800	350,900	367,200	377,600	395,700	406,500						
	104	317,400	327,000	341,900	352,000	368,300	378,700	396,000	406,800						
	105	318,200	327,800	343,000	353,100	369,500	379,900	396,300	407,100						
	106	318,800	328,400	344,100	354,200	370,000	380,400	396,800	407,600						
	107	319,400	329,000	345,100	355,200	370,600	381,000	397,300	408,100						
	108	320,000	329,600	346,100	356,200	371,200	381,600	397,800	408,600						
	109	320,500	330,100	347,300	357,400	371,800	382,200	398,100	408,900						
	110	321,000	330,600	348,300	358,400	372,300	382,700	398,600	409,400						
	111	321,400	331,000	349,300	359,400	372,700	383,100	399,100	409,900						
	112	321,900	331,500	350,200	360,300	373,200	383,600	399,600	410,400						
	113	322,700	332,300	351,100	361,200	373,600	384,000	399,900	410,700						
	114	323,400	332,900	352,000	362,100	374,000	384,400	400,400	411,200						
	115	324,100	333,600	353,000	363,000	374,500	384,900	400,900	411,700						
	116	324,700	334,200	354,000	364,000	375,000	385,400	401,400	412,200						
	117	325,300	334,800	355,000	365,000	375,400	385,800	401,800	412,600						
	118	326,000	335,500	355,400	365,400	375,900	386,300	402,300	413,100						
	119	326,700	336,200	356,000	366,000	376,500	386,900	402,700	413,500						
	120	327,500	336,900	356,600	366,600	377,000	387,400	403,200	414,000						
	121	328,100	337,500	356,900	366,900	377,200	387,600	403,600	414,400						
	122	328,400	337,800	357,300	367,300	377,700	388,100								
	123	328,900	338,300	357,700	367,700	378,200	388,600								
	124	329,400	338,800	358,100	368,100	378,600	389,000								
	125	329,700	339,100	358,500	368,500	379,100	389,500								
	126			358,900	368,900	379,600	390,000								
	127			359,300	369,300	380,100	390,500								
	128			359,700	369,700	380,600	391,000								
	129			360,100	370,100	380,900	391,300								
	130			360,500	370,500	381,400	391,800								
	131			360,900	370,900	381,900	392,300								
	132			361,300	371,300	382,400	392,800								
	133			361,500	371,500	382,700	393,100								
	134			362,000	372,000	383,200	393,600								
	135			362,400	372,300	383,600	394,000								
	136			362,700	372,600	384,000	394,400								
	137			363,000	372,900	384,300	394,700								
	138			363,400	373,300	384,800	395,100								
	139			363,900	373,800	385,300	395,600								
	140			364,400	374,300	385,800	396,100								
	141			364,700	374,600	386,100	396,400								
	142			365,200	375,100										
	143			365,700	375,600										
	144			366,200	376,100										
	145			366,500	376,400										
定年前再任用短時間勤務職員		246,200	255,400	258,000	267,500	262,200	272,000	293,800	304,600	310,600	321,900	324,900	336,500	348,600	360,700

第61号議案参考資料

府中町職員の給与に関する条例及び府中町会計年度任用職員の給与及び費用
弁償に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

令和7年8月の人事院勧告に準じ、給料表及び手当の支給割合等を改定するため、条例の一部を改正するもの。

2 改正事項の概要

【第1条及び第2条による改正】(府中町職員の給与に関する条例の一部改正)

- (1) 通勤の際に駐車場を利用する必要がある職員に対して、1か月当たり5,000円を上限として通勤手当を新たに支給する。(第10条)
(2) 通勤のため自動車等を使用する職員に対して支給する通勤手当を以下のとおり引き上げる。(第10条)

自動車等の使用距離	現行	改定後	差引
10 km未満		改正なし	
10 km以上 15 km未満	7,100円	7,300円	200円
15 km以上 20 km未満	10,000円	10,400円	400円
20 km以上 25 km未満	12,900円	13,500円	600円
25 km以上 30 km未満	15,800円	16,600円	800円
30 km以上 35 km未満	18,700円	19,700円	1,000円
35 km以上 40 km未満	21,600円	22,800円	1,200円
40 km以上 45 km未満	24,400円	25,900円	1,500円
45 km以上 50 km未満	26,200円	29,100円	2,900円
50 km以上 55 km未満	28,000円	32,300円	4,300円
55 km以上 60 km未満	29,800円	35,500円	5,700円
60 km以上	31,600円	38,700円	7,100円

(3) 再任用職員及び会計年度任用職員以外の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.025月分引き上げる。(第16条第2項、第17条第2項第1号)

区分		支給割合			差引 (B) - (A)
		現行 (A)	改定後	令和7年度	
6ヶ月期	期末手当	1. 2500月	1. 2500月	1. 2625月	0. 0125月
	勤勉手当	1. 0500月	1. 0500月	1. 0625月	0. 0125月
	合 計	2. 3000月	2. 3000月	2. 3250月	0. 0250月
12ヶ月期	期末手当	1. 2500月	1. 2750月	1. 2625月	0. 0125月
	勤勉手当	1. 0500月	1. 0750月	1. 0625月	0. 0125月
	合 計	2. 3000月	2. 3500月	2. 3250月	0. 0250月
年間支給割合		4. 6000月	4. 6500月	4. 6500月	0. 0500月

(4) 再任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.025月分引き上げる。(第16条第3項、第17条第2項第2号)

区分		支給割合			差引 (B) - (A)
		現行 (A)	改定後	令和7年度	
6ヶ月期	期末手当	0. 7000月	0. 7000月	0. 7125月	0. 0125月
	勤勉手当	0. 5000月	0. 5000月	0. 5125月	0. 0125月
	合 計	1. 2000月	1. 2000月	1. 2250月	0. 0250月
12ヶ月期	期末手当	0. 7000月	0. 7250月	0. 7125月	0. 0125月
	勤勉手当	0. 5000月	0. 5250月	0. 5125月	0. 0125月
	合 計	1. 2000月	1. 2500月	1. 2250月	0. 0250月
年間支給割合		2. 4000月	2. 4500月	2. 4500月	0. 0500月

(5) 行政職及び消防職給料表の給料月額を平均3.30%（10,623円）引き上げる。(別表第1、別表第2)

【第3条及び第4条による改正】(府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

(6) 会計年度任用職員の期末手当の支給割合を0.475月分、勤勉手当の支給割合を0.025月分引き上げる。(第10条第1項、第10条の2第1項)

区分		支給割合			
		現行 (A)	改定後		差引 (B) - (A)
			令和7年度	令和8年度 以降(B)	
6ヶ月期	期末手当	0.7750月	0.7750月	<u>1.0125月</u>	0.2375月
	勤勉手当	1.0500月	1.0500月	<u>1.0625月</u>	0.0125月
	合 計	1.8250月	1.8250月	<u>2.0750月</u>	0.2500月
12ヶ月期	期末手当	0.7750月	<u>1.2500月</u>	<u>1.0125月</u>	0.2375月
	勤勉手当	1.0500月	<u>1.0750月</u>	<u>1.0625月</u>	0.0125月
	合 計	1.8250月	<u>2.3250月</u>	<u>2.0750月</u>	0.2500月
年間支給割合		3.6500月	<u>4.1500月</u>	<u>4.1500月</u>	0.5000月

3 施行期日等

公布の日。ただし、2(1)、(3)、(4)及び(6)のうち令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当に係る規定は、令和8年4月1日から施行する。

2(3)、(4)及び(6)のうち令和7年12月期の期末手当及び勤勉手当に係る規定は、令和7年12月1日から適用し、2(2)及び(5)は、令和7年4月1日から適用する。

第 6 7 号 議 案
令和 7 年 1 月 2 日 提出

府中町放課後児童クラブ条例の制定について

府中町放課後児童クラブ条例を次のように定める。

府中町長 寺尾 光司

府中町放課後児童クラブ条例

(目的)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業として町が実施する放課後児童クラブ事業（以下「放課後児童クラブ」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 放課後児童クラブは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものを対象に、保護者の委託を受けて生活指導を行う。

(保護者負担金)

第3条 放課後児童クラブの保護者負担金（以下「負担金」という。）は、入会児童1人当たり月額3,000円とする。ただし、8月分については、月額4,000円とする。

2 負担金は、町長が指定する期日までに納入しなければならない。

(負担金の返還)

第4条 既納の負担金は返還しない。ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(負担金の減免)

第5条 町長は、経済的事情その他の特別の理由があると認めるときは、負担金を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和8年6月1日から施行する。

提 案 理 由

放課後児童クラブの利用料有料化のため、条例を制定するもの。

根 拠 法 令

地方自治法

(条例)

第14条第1項 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

第67号議案参考資料

府中町放課後児童クラブ条例の制定について

1 制定の趣旨

放課後児童クラブの利用料有料化のため、条例を制定するもの。

2 制定の概要

(1) 目的（第1条）

放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）を実施するために必要な事項を定める。

(2) 事業内容（第2条）

放課後児童クラブは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものを対象に、保護者の委託を受けて生活指導を行う。

(3) 保護者負担金（第3条）

放課後児童クラブの保護者負担金（以下「負担金」という。）は、入会児童1人当たり月額3,000円（8月分は月額4,000円）とする。

(4) 負担金の返還及び減免（第4条、第5条）

負担金の返還及び減免について定める。

3 施行期日

令和8年6月1日